

令和 4 年 6 月 27 日現在

機関番号：32204

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01342

研究課題名(和文) 実体法を手段とした私人による法実現の比較法的研究—証券関係法と信託法を素材に—

研究課題名(英文) Study on Private Enforcement by Substantive Law

研究代表者

榎 博行 (Yuzuriha, Hiroyuki)

白鷗大学・法学部・教授

研究者番号：20331332

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：大規模な民事紛争では、訴訟法が必ずしも私人の法実現手段にならない場合がある。近年のアメリカにおいて、消費者契約では訴訟を回避する目的でクラス・アクションを放棄して仲裁に拠る条項が締結されている。不法行為では広域訴訟手続を媒介に、信託などを救済手段とした和解によって紛争が解決される。証券詐欺事案のみが広くクラス・アクションが用いられる。請求の一括処理と個々の被害者の救済を目指す場合には、救済手段を実体法に委ねているのである。大規模化した紛争で被害者を満足させる救済のためには、訴訟手続ではなく権利義務と救済を精緻に定める実体法こそが私人による法実現の手段になるのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカにおける大規模な民事紛争では、私人による法実現つまり救済が必ずしも訴訟法を手段として行われず、仲裁に拠る条項に訴訟手続の放棄と仲裁の強制が含まれる。不法行為事案では信託による損害賠償を認める和解が行われる。救済の実現方法の相違は、実体的に請求を基礎づける事実である訴訟原因が異なることに由来する。この分析結果から、大規模な民事紛争では実体法で精緻な救済を図るべきという学術的意義が導き出せる。また、この分析結果は、近似する社会基盤をもつわが国が将来直面する問題を解決する上での方法を示す社会的意義をもつ。

研究成果の概要(英文)：In civil actions, procedure is not necessarily a step to private legal enforcement. In the United States in recent years, the terms which includes the waiver of class actions and depends on arbitration in order to avoid a litigation for the dispute resolution of a consumer contract, are included in the contract. In mass torts cases, however, disputes are solved not by class actions but settlement agreement including compensation trust through multidistrict litigation. Class actions are widely used in security fraud cases. When aiming at both keeping a mechanism for a single and binding adjudication of multiple claimants' rights, and compensating each victim, a remedy will be left to a substantive law. In large-scaled dispute, substantive law rather than procedure is the method for the private enforcement of relief satisfying each victim.

研究分野：英米法、不法行為法

キーワード：実体法 救済 クラス・アクション 証券詐欺 私人 法実現 不法行為法

1. 研究開始当初の背景

アメリカにおけるクラス・アクションは、違法行為の抑止効果と私人による法実現の手段となっていた。しかし2010年以降、アメリカ合衆国最高裁判所判決はクラス・アクションに対して消極的な姿勢を見せはじめようになる。当事者が極めて多数の訴えでは、当事者間に共通の争点が存在しないという理由から、クラス・アクションの成立を認めなかった。また、クラス・アクションを放棄して仲裁で紛争の解決を図る消費者契約を妥当と判断した。そこで、現在では訴訟手続を媒介にした私人による法実現がなされない状況に至ったのである。

2. 研究の目的

現在のアメリカ合衆国最高裁判所の傾向は、訴訟手続により大規模な民事紛争が解決されないことと、実体法により私人自らによる法実現が図られつつあることを示している。この現状を踏まえると、従来手続法に委ねられた私人による法実現の方法を実体法で構築する契機が現れていることになる。そこで本研究は、アメリカの証券関係法と信託法を素材に、私人による法実現に向けた現状を分析し、クラス・アクションを代替することの可能性、さらには実体法による私人による法実現の可能性を考察した。

3. 研究の方法

(1)第1に、証券詐欺におけるクラス・アクションの現状から、証券関係法における救済実現の方法を分析した。次にアメリカの私人による法実現手段であるクラス・アクションがもたらした問題の検討を行った。とりわけ、クラス・アクションから仲裁へ傾斜した理由およびその対応の是非と、仲裁手続がクラス・アクションに代替する旨の契約の合法性について検討を加えた。これを踏まえて、クラス・アクション上の請求を信託財産に代替できるか、そしてクラス構成員が信託における受益者となるかについての個別的検討を行った。

(2)第2に、アメリカにおける現行の証券関係法と信託の2つの法領域での実体法と手続法の関連を検討した。証券関係法については、まず連邦証券取引委員会による付随的救済と連邦証券詐欺規制を、続けて実体法的救済の可能性に関して検討した。信託については、歴史的背景から考察を加えた。これを踏まえて、クラス・アクションでの代理人を信託における受託者と位置づけられるかについての個別的検討を加えた。

(3)第3に、まず証券詐欺規制の対象から私人による法実現過程を分析するとともに、当該法実現の補助要素について検討を加えた。次に信託法について、20世紀初頭から現在に至る法思想の影響を踏まえ、アメリカの民事法領域における実体法による法実現の視点から歴史的な検討を行った。さらに、信託によるクラス・アクションへの代替が機能するのかについて、クラス・アクションにおける離脱権と信託法における信託義務との関連性について個別的検討を加えた。

(4)第4に、研究の総括として、手続法ではなく実体法が私人の法実現を図る事案とその理由について検討した。その上で、合衆国憲法上の適正手続が担保されるかについて個別的に考察を加えた。

4. 研究成果

(1)まず証券関係法においては、クラス・アクションが現在でも有効な法実現手段として機能している。その理由は、損害認定が契約および不法行為と比較して容易であること、そして市場の健全な維持が志向されていることである。次にクラス・アクションに関しては、クラス・アクションの放棄と仲裁を強制する消費者契約は非良心的契約とされ取消原因になると考えるのが、

多くの州裁判所の傾向であった。しかし、合衆国最高裁判所は当該契約を合法であると判断した。手続的手法である仲裁が実体法上の判断基準に優越すると認めたのである。合衆国最高裁判所がこの判断を行った根拠は、連邦仲裁法が非良心的契約を認める州実体法に専占することであった。連邦法が州法に優越する原則を根拠とするものであり、手続法が実体法に優越することを示すものではなかった。消費者契約クラス・アクションの増加に対応するための、実務的要請による判断であったともいえる。ところで、クラス・アクション上の請求が損害賠償の場合には財産的価値の請求ということになる。しかし、損害賠償はあくまでも填補機能をもつものであり、かつ認容されてはじめて財産的価値をもつものであるから、既に財産として存在する信託財産と財産的に代替することはできない。そのため、クラス構成員を信託における受益者とする仮定も容れられないことになる。

(2) 連邦証券取引委員会による付随的救済の有効性は、近年のアメリカの研究結果を分析することにより行った。その結果、訴訟を手段とする私人による法実現と比べ、損害填補の有効性に欠けるものであったと結論づけられた。次に、信託についての歴史的検討は、訴えの形式の分析により行った。19世紀以前のイングランドにおける法発展は訴えの形式に拠るところが大であった。訴えの形式の決定要因は、手続法的なものではなく実体法的要件を備えた事実関係であった。現在の実体法上の成立要件が具備されていることが、損害賠償請求訴訟提起には必要であったといえるのである。ただし、18世紀以降の社会情勢の変化に伴い、既存の訴えの形式では訴訟提起できなかったため、実体法的に新しい要件が創造されてきた。この方向は19世紀になっても変化しておらず、英米法体系においては救済を請求するための前提は実体法にあったことが理解できたのである。以上を踏まえ、クラス・アクションでの代理人を信託における受託者と位置づけることについて検討したが、これは容認できないと結論づけられる。クラス・アクションの代理人があくまでも当事者との委任契約にあるため、信託義務を当該代理人に負わせることは困難だからである。

(3) 証券関係法に関しては、証券詐欺規制の対象を分析した結果、当該規制が法律事務所等の間接関係者にも及んでいたことが示された。これに加えて、証券関係法領域では私人による法実現を公的機関が補助する構造が浮き彫りになった。次に信託法に関しては、第1に、19世紀のプラグマティズムに源流を遡れる20世紀初頭でのリアリズム法学の影響を受けた、アメリカにおける現実に即した裁判所機能を重視した法思想構造が明らかになった。この段階で実体法の実現を裁判手続に委ねる現行のアメリカ法独特の法実現手段が生じたのである。歴史的に実体法を手段とした法実現を行う構造であった。第2に、大規模損害賠償事案での基金による救済方法を端緒にして、信託によるクラス・アクションの代替可能性が示された。英連邦とりわけイギリスでは社会保障の手段として信託を位置づける方法が顕著であるが、不法行為損害賠償の代替方法として信託は認識されていない。一方でアメリカでは大規模事故への救済を目的とした信託が設定されるとともに、州レベルで基金による救済を目的とする法制定が行われている。信託を媒介とした公的法実現が図られているのである。以上の検討を踏まえると、信託によるクラス・アクションの代替が機能すると断じるのは困難と考えられる。つまり、クラス・アクションにおける離脱権は代理人との委任契約を解除するため、信託契約が別個に必要となるからである。またクラス・アクションにおける訴訟代理人の義務は訴訟に限定されるため、信託法における受託者と受益者との間で発生する信託財産の広範な管理および処分権限に付随する信託義務とを同視できないからである。

(4) 21世紀以降、薬害訴訟などの大規模な不法行為の訴えでは、私人による法実現はクラス・アクションから広域係属訴訟手続に拠る傾向となった。広域係属訴訟手続では和解による紛争解

決を最終目的として、いわばテスト・ケースとして一部の事案をとりあげて和解決着を図る先導審理が行われるようになったからである。当該審理での和解は、当事者間の公平性を担保するため裁判所による承認が行われるが、和解で信託が設定されてそこから損害賠償がなされることになった。つまり、当事者の合意を媒介にして、既存の実体法制度を訴訟手続に代替することが行われるようになったのである。これは、複数の連邦裁判所に同種の事案が提起されそれを併合する広域係属訴訟手続の中で行われるため、原告数が多くかつ個別的救済を考慮しなければならない訴えにおいてなされているということである。また、クラス・アクションという手続から和解を媒介とした信託への救済方法の変容に関して、手続的な意味での適正手続上の考慮は不要である。実体法に拠る法実現であるため、実体法的に当事者の平等を担保するための詳細な規定が求められるのである。

(5) 証券関係法は、連邦証券取引委員会による規制の助力を得て、私人による法実現を可能にする。しかし、この私人による法実現はクラス・アクションを手段としており、証券関係法が手続法に代替するものではない。信託法は私人による法実現のための手段とはなるが、手続法を直接代替するものではなく、あくまでも和解を媒介にした救済手段になるのである。また消費者契約では訴訟を回避する目的でクラス・アクションを放棄して仲裁に拠る条項が締結されている。これらの法領域について私人による法実現から検討すると、請求の一括処理と個々の被害者の救済を目指す場合には、救済手段を実体法に委ねていることが明らかになる。大規模な民事紛争で個々の被害者の救済を求める場合には、実体法で精緻な救済を図るべきなのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計31件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 19件）

1. 著者名 樫博行	4. 巻 27巻1号
2. 論文標題 リーガル・リアリズムとアメリカ不法行為法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 33-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 樫博行	4. 巻 27巻1号
2. 論文標題 アメリカ不法行為法における近因	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 65-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 樫博行	4. 巻 35巻1号
2. 論文標題 イギリスにおける人身損害賠償信託	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白鷗大学論集	6. 最初と最後の頁 79-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 樫博行	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 世紀転換期のアメリカにおける不法行為法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政論叢	6. 最初と最後の頁 51-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 27巻2号
2. 論文標題 過失による不法行為における危険の引受け	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 23-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 27巻2号
2. 論文標題 アメリカ不法行為法における出訴期限	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 65-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 48巻8号
2. 論文標題 米国連邦証券詐欺規制における「スキーム」責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1176-1177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 49巻1号
2. 論文標題 証券詐欺の間接違反者の責任と合衆国最高裁判決	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 139-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 26巻1号
2. 論文標題 アメリカ不法行為法における過失推定則について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 423-444
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 26巻1号
2. 論文標題 寄与過失を巡る問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 445-468
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 26巻2号
2. 論文標題 アメリカ不法行為法における事実的因果関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 87-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 26巻2号
2. 論文標題 アメリカにおける比較過失	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 261-279
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 13号
2. 論文標題 世紀転換期におけるアメリカ不法行為法形成を支える制度的背景 - 大学における専門教育の視点から -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 白鷗大学法政策研究所年報	6. 最初と最後の頁 155-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 6号
2. 論文標題 アメリカにおける過失による不法行為の成立	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政治研究	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 47巻12号
2. 論文標題 SECと付随的救済	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1609-1611
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 48巻2号
2. 論文標題 米国連邦証券詐欺規制と民事救済規定	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 295-296
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 第54巻2号
2. 論文標題 クラス・アクションの終焉か? - 損害賠償請求クラス・アクションの将来	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政論叢	6. 最初と最後の頁 125-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 2017(2)
2. 論文標題 起業家的訴訟の現状と将来	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 268-274
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 25巻1・2号
2. 論文標題 アメリカの過失不法行為における一般通常人基準	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 241-259
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 25巻1・2号
2. 論文標題 アメリカにおける過失不法行為での精神的損害賠償 原告が直接の被害者である場合	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 261-279
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 12号
2. 論文標題 国際化の中のクラス・アクション	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 白鷗大学法政策研究所年報	6. 最初と最後の頁 153-164
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 46巻10号
2. 論文標題 2014年以降になされた証券詐欺に関する合衆国控訴・最高裁判決	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1484-1485
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 47巻3号
2. 論文標題 米国連邦インサイダー取引規制のポイント	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 402-403
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 28巻1号
2. 論文標題 過失による不法行為における義務: コモン・ローでのその形成過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 33-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 28巻1号
2. 論文標題 アメリカにおける不法行為法の萌芽	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 47-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 28巻2号
2. 論文標題 ソーシャル・ネットワーキング・サービスにおける名誉毀損	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 137-152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 28巻2号
2. 論文標題 クラス・アクションから広域係属訴訟手続へ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 白鷗法学	6. 最初と最後の頁 153-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 8号
2. 論文標題 アメリカ不法行為法における法令遵守と法令違反の法的効果	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法政治研究	6. 最初と最後の頁 19-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 樺博行	4. 巻 2021(1)
2. 論文標題 保守派から見たクラス・アクション	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 52-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 49巻11号
2. 論文標題 米国インサイダー取引規制における「インサイダー」の定義と規制の根拠規定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1481-1482
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 栗山修	4. 巻 50巻3号
2. 論文標題 米国連邦証券詐欺禁止規定に基づく黙示の私的訴権と損害賠償額の算定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 386-387
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 樺博行
2. 発表標題 世紀転換期のアメリカにおける不法行為法
3. 学会等名 日本法政学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 樺博行
2. 発表標題 アメリカにおける過失による不法行為の形成
3. 学会等名 関西法政治研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 樺博行
2. 発表標題 アメリカ連邦裁判所での広域係属訴訟手続における先導審理について
3. 学会等名 関西法政治研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 樺博行
2. 発表標題 アメリカ不法行為法における法令遵守と違反
3. 学会等名 関西法政治研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 樺博行	4. 発行年 2018年
2. 出版社 丸善プラネット	5. 総ページ数 368
3. 書名 クラス・アクションの研究 アメリカにおける集団的救済の展開	

1. 著者名 樺博行	4. 発行年 2019年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 278
3. 書名 アメリカ民事法入門第2版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	栗山 修 (Kuriyama Osamu) (00170093)	神戸市外国語大学・外国学研究所・名誉教授 (24501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------